

【各取り組みの概要及び対象範囲】

区分		適切に管理されている	適切に管理されていない			除却
ランク			A (管理不全)	B (老朽空家等)	C (特定空家等)	
判断基準			高山市管理不全空家等判断基準 市担当課で判断	高山市特定空家等判断基準 市担当課で判断 空家等審査会		
空家等の状態例	3つの区分の内いずれかに該当するもの	良好	屋根や外壁の一部破損はあるが、倒壊の危険性はない	朽ちてはいるが、喫緊に倒壊の危険性は低い	倒壊の危険性があり、解体が必要ななどの緊急度が極めて高く、審査会が認めるもの	
	保安上		草木が繁茂しているが周囲に影響がない	草木の繁茂による病害虫の発生や不法投棄により近隣へ悪影響を与えるおそれのあるもの	浄化槽の汚物の流出、臭気の発生により地域住民に著しく悪影響を与えており、審査会が認めるもの	
	衛生上		屋根や外壁の一部破損	屋根が変形している外壁が全体的に剥落している	左記に加え、周囲の町並との不調和など景観を著しく阻害していると審査会が認めるもの	
景観上						
取り組みの方向性		適切な管理の促進	管理不全の是正 (指導・活用支援)	管理不全の是正 (指導・除却支援)	管理不全の是正 (法的措置)	
① 情報の収集と発信、指導 計画に基づき、積極的な情報の収集と発信を行う。また、必要に応じて是正に向けた指導等を行う。						
② 専門家による相談 【目的】 空家等の適切な管理や利活用を図るため、空家所有者等が専門的な助言や情報を得られるようにする。 【概要】 空家相談会を開催し、各分野の専門家が空家等の適切な管理や利活用に関する相談に応じる。						
③ 空家利活用支援 【目的】 空家の利活用方法を具体的に提案することにより空家の利活用の促進を図る。 【概要】 市内にある空家物件をモデルに、利活用案を複数提案・公表し、空家所有者や空家購入予定者が利活用しやすいようにする。						
④ 老朽空家等除却支援 【目的】 特定空家等となるおそれのある老朽化した空家等で、所有者等の経済的事情により除却できない場合があるため、所有者等による除却を促す支援を行う。 【概要】 倒壊等により第三者に危害を及ぼす可能性のある空家等について、空家所有者等の経済的な事情で除却が困難な場合、空家等の解体撤去費用の一部を補助する。				保安上危険となるおそれのある老朽空家等	勧告まで (命令を受けていないもの)	
⑤ 特定空家等への対応 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する行政代執行等					勧告	執行